

件 名	子どもの所在確認方法の体制について
受付日	令和7年5月1日
ご意見・ご提案 の概要	子どもの所在確認方法の強化について、国が通知を出しているが、国の指針に基づいた県と各市町村の整備状況及び実施状況を教えてほしい。
県の考え方	居住実態が把握できない児童への対応については、住所地市町村の関係課が連携して対応しているほか、県も構成メンバーとして参画する市町村の要保護児童対策地域協議会の場を積極的に活用し、地域や医療機関、教育機関、警察等の関係機関との情報共有、調査協力が行われています。また、市町村からの求めに応じ、児童相談所が市町村と連携しながら児童の安全確認・安全確保のための対応を行っています。
担当課	子ども・女性部 子ども家庭課